

前橋市災害時受援計画の策定について

危機管理室

1 計画策定の趣旨

近年の大規模災害では、職員や庁舎の被災等により行政機能が低下する中で、マンパワーの不足等により被災市町村だけで災害対応を行うことが困難であることが明らかとなっており、外部からの支援を受けて災害対応を実施する必要がある。

国や他の地方公共団体から積極的な支援があるが、支援を受ける被災自治体側の準備が十分でないため、こうした支援を最大限活用できないことが課題となった。

本市において大規模災害が発生した場合に、外部からの人的・物的支援を円滑に受け入れるため、庁内体制、要請から受入れまでの手順等を受援計画として定めたもの。

2 受援想定期間

発災直後から1か月程度を目安とする。

3 計画発動の基準

地震：市内で震度6弱を観測した場合

水害：河川の氾濫等により、大規模な被害が生じ、本部長が必要と認めた場合

4 計画の概要

(1) 人的支援

- ①災害対策本部事務局内に新たに「受援班」を設置（職員課） P10
- ②受援対象業務を整理（避難所運営、住宅の被害認定調査など35業務） P12
- ③応援要請から受援終了までの手順を整理するとともにあらかじめ書式を整備 P15

(2) 物的支援

- ①物資配送の基本的考え方を整理 P20
 - ・熊本地震の課題を踏まえ、発災当初は他市町村からの支援物資を直接避難所へ配送
 - ・物資集積所に国からの支援物資が集積された段階で、避難所からの要請に基づき必要数を配送する形に切り替え
- ②物流事業者との連携 P22
 - ・物資集積所については、市有施設（グリーンドーム等）の他、協定に基づき民間の物流事業者の配送センター等を活用し、運営についても物流事業者のノウハウを積極的に活用する。
- ③避難所への配送までの手順を整理するとともにあらかじめ書式を整備 P24

(3) ボランティアの受け入れ

災害ボランティアセンターの設置・運営 P29

- ・市からの要請に基づき、市社会福祉協議会が開設し運営を行う。
- ・本部は総合福祉会館のほか日吉体育館を活用する。